

2019 年社会保障の拡充を求める要望書の回答

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1、 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。

(1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められないは実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】国民健康保険税は、保険料としての性格を有しており、応益負担の原則を相当程度加味することにより、目的税の性格を反映させています。

本市におきましては、応益割より応能割の割合を高くするなど、低所得者層の負担配慮した税率等の設定になっております。

なお、応益割である均等割につきましては、平成26年度以降、毎年度、軽減措置の対象範囲を拡大しており、令和元年度におきましても、国の基準に基づき5割軽減および2割軽減の対象範囲を拡大したところでございます。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】子育て世帯に対する負担軽減につきましては、少子化社会に対応するため重要であることと認識しておりますが、本市の国民健康保険の財政状況が極めて厳しい状況であることから、現時点では、子どもに係る均等割額の廃止や、本市独自の減免制度の新設については困難であると考えております。

なお、子どもに係る均等割額を軽減する支援制度の創設を全国市長会や全国知事会等を通じ国に要望いたしております。今後も引き続き、機会を捉えて要望して参ります。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】医療の高度化や高齢化の進展などにより、一人当たりの医療費は増加し続ける一方で、被保険者数が減少し、税収が伸び悩んでおり、本市の国民健康保険事業の財政状況は、非常に厳しい状況となっております。

こうした中、国民健康保険事業会計の赤字補填として行っている一般会計からの繰り入れにつきましては、近年減少はしているものの、今後も生じる見込みでございます。

一般会計から赤字補填を行うことは、国民健康保険に加入していない市民の皆様にも負担を求めることとなりますことから、県の運営方針に基づき、赤字の削減・解消に努めているところであり、法定外繰入を増額することは困難であると考えております。

(2) 国保税の減免(国保法77条)制度の拡充を行なってください。

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年アンケート結果では滞

納世帯数が全県で 19 万 7 千世帯に対して申請減免実施は約 5 千世帯の実施であり約 2.5%です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

① 保険税申請減免の基準を生保基準 1.5 倍に設定するなど、制度を拡充してください。

【回答】申請による減免の基準につきましては、納税者の税負担の公平性の観点から、担税力の如何によって判断するべきものであり、単に総所得金額が一定金額以下というような画一的な基準は設けるべきではない、との見解が国から示されており、今後も、被保険者個々の生活状況をつぶさに伺うことにより、公平で適正な制度の運用に努めて参ります。

② 災害時の減免基準を拡充してください。

【回答】災害による減免の基準につきましては、罹災証明書や被害額のわかる書類を提示していただき、被保険者個々の所得割の課税標準額を基準として算出しております。今後も、公平公正の観点から被災された状況を聴き取り、適正な制度の運用に努めて参ります。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

経済的理由により病気であるにも関わらず診療をためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。

【回答】国保法 44 条による減免につきましては、平成 28 年 3 月に示された国の基準に基づき運用しており、国の基準を超えた減免は考えていないことから条例化の予定はございません。

なお、減免のご相談があった際には、生活保護等の他の法律の制度利用なども踏まえて適切に対応するよう努めております。

② 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】申請につきましては、該当する世帯の収入、貯蓄の状況など個々の事情を詳しく伺った上で、手続きをすすめる必要がございます。

申請書類に一定の項目を記入していただくこととなりますが、申請者の負担に配慮しながら丁寧な対応に努めて参ります。

(4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。

【回答】市では、催告書の表面に納税方法の相談について掲載しています。また、未納者から相談があった場合には、生活状況等を勘案し、その都度相談に応じております。

② 滞納処分にあつては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。

【回答】差押については、世帯人数や収入状況を確認し、国税徴収法・国税徴収法施行令に基づき行っております。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2018年のアンケートでは資格証明書が1,000世帯以上に発行され、保険証の窓口留置は4,000世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害されることがあってはならないと考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。

【回答】被保険者間の税負担の公平性や、国民健康保険財政の健全化などの観点から、法に基づき資格証明書や短期被保険者証を交付し、滞納者との接触の機会の確保に努めております。

なお、医療機関への受診を希望する相談があった場合は、状況に応じて短期保険証を交付するなど柔軟な対応に努めております。

② 窓口留置は行なわないでください。

【回答】滞納が続いている方に交付しております。短期被保険者証につきましては、納税相談の機会を確保し、納付についての理解を得るとともに、個々の対象者の状況に応じて早期に対応することを目的としていることから、郵便による一斉送付は行わず、窓口での更新手続きにより、滞納の解消に努めております。

今後につきましても、被保険者間の税負担の公平性や、国民健康保険財政の健全化などの観点から、法の趣旨に沿って慎重に対応して参ります。

なお、18歳以下の子どもの短期被保険者証につきましては、郵便にて一斉送付しております。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】資格証明書につきましては、国民健康保険法に基づき、特別な事情もなく納税相談や納付がない場合にやむを得ず交付しておりますが、本市におきましては、資格証明書を交付する前に短期被保険者証を交付するなど、滞納者との接触の機会の確保に努めております。

今後につきましても、被保険者間の税負担の公平性や、国民健康保険財政の健全化などの観点から、法の趣旨に沿って慎重に対応して参ります。

(6) 住民参加の国保運営を行なってください。

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことから住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

① 委員を公募制にしてください。

【回答】本市国保運営協議会では、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員の各同数をもって組織することが国民健康保険法施行令で定められており、現在、被保険者代表として5名が委員となっております。公募につきましては、2年の任期（令和元年度からは3年）の改選期に合わせ、平成27年7月1日任期開始分から被保険者代表の枠の中で委員の公募を実施しています。

② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。

【回答】本市国保運営協議会は、公募によって選出された方や各連合町会から推薦いただいた方、医師、薬剤師、保護司、民生児童委員などの広範囲の委員で構成されており、それぞれの立場からのご意見をいただきながら、利害を調整し、国保事業の運営に関する重要事項を審議しております。

今後につきましても、市民を代表する皆様から幅広くご意見をいただきながら、適正な運営に努めてまいります。

(7) 保健予防事業を拡充してください。

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】特定健康診査の対象者は40歳以上の被保険者となっております、対象でない方からも経費の負担を得て実施していることから、公平性の観点から自己負担をお願いしております。

② 実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。

【回答】実施期間などの延長については、市内の医療機関への業務委託の準備や、前年度データを翌年度の内容へ反映する作業に時間を要することから、現在のところ6月から翌年2月までとしております。夜間・土日受診の可能な医療機関の情報をパンフレットに掲載し、利便性の向上について努めているところです。

また、健診項目については、平成20年度の事業開始後から改善を行い、希望者に対するオプション項目や検査項目を増やしており、平成30年度からは心電図検査を基本項目に追加いたしました。

今後とも健康保持増進のために必要な健診項目等について研究を重ねて参ります。

③ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。

【回答】地域における充実した保健予防事業を展開するため、保健師の計画的な増員が必要であると考えておりますので、引き続き保健師の増員につきましても、関係各課と協議して参ります。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】特定健診の実施に当たっては、実施医療機関の守秘義務や関係法令等の遵守に加え、個人情報の厳重な管理、目的外使用の禁止等を契約書に定めております。

特定健康診査にかかる個人情報は、特に適正・厳格な取り扱いが求められることから、厚生労働省の定めるガイドライン及び川口市情報セキュリティポリシーや川口市

個人情報保護条例等に基づき、今後も個人情報の適切な管理に努めてまいります。

2、後期高齢者の受療権を保障してください。

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためらうことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

(1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

【回答】後期高齢者医療制度では資格証明書の交付は行っていません。

短期被保険者証につきましては、滞納者と保険料納付に向けた折衝の機会を持つためにも交付は必要と考えています。なお、交付にあたっては、対象者の滞納状況等十分配慮しています。

(2) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】後期高齢者医療制度では、都道府県後期高齢者医療広域連合が保険者として保健事業を実施しています。

埼玉県後期高齢者医療広域連合では、令和元年度保健事業として、フレイル対策、生活習慣病重症化予防、適正受診・適正服薬の推進などの取り組みを積極的に行うこととしています。

(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】健康診査は、埼玉県後期高齢者医療広域連合からの委託事業であり、広域連合では受診費用の10%を自己負担としているところですが、本市では国民健康保険特定健診と合わせ自己負担を500円としているところです。

人間ドックにつきましては、広域連合の長寿・健康増進事業補助金を財源としていますが、予算にも限りがあり、安定した事業運営を図る観点からも、今後も自己負担を継続することとしております。

各種健診の自己負担額につきましては、関係機関と協議の上、市民の負担が大きくなるよう配慮し決定しております。なお、がん検診につきましては、対策型の検診という視点から、市民のがん死亡率を下げるという大きな目的のために、一人でも多くの市民に受診してもらうことが重要と考え、70歳以上のかた、生活保護受給者のかた、市民税非課税世帯のかたに対して、自己負担金の免除を行っております。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1、地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。

(1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスは維持してください。

【回答】第7期介護保険事業計画における地域支援事業費は、見込額の範囲内で推移し

ております。また、地域支援事業費のうち介護予防・日常生活支援総合事業費については、第7期計画中に国が示す上限額を上回る見込みはありません。

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。

地域支援事業・介護予防事業のA類型・B類型の担い手づくりが、それぞれどのようにおこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、今後の推移も教えてください。

【回答】本市では、平成30年4月から訪問型、通所型の基準緩和サービスAを開始しております。訪問型の家事援助サービスに従事できる川口市認定ヘルパーについては、平成30年度に養成研修を開催し、48名を養成したところでございます。川口市認定ヘルパーの養成研修については、今年度も同様に開催する予定でございます。

基準緩和サービスAの事業所数は、訪問型が33事業所、通所型が8事業所でございます。

また、住民主体サービスBについては、生活支援体制整備事業と併せて調整していく予定でございます。

2、 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供事業所の確保と運営への支援を行なってください。

(1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。

【回答】本市の介護予防・日常生活支援総合事業は、平成29年度の開始時から、従前相当サービスの提供を行っております。

(2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障してください。

【回答】従前相当サービスの単価につきましては、国が定める額と同額としております。

3、 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。

(1) **高齢者の自立支援・重度化防止がいられていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化しないでください。**

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

【回答】本市では、ご本人の自立した生活を維持できるよう、その人に合った在宅福祉・生活支援サービスの提供といたしまして、在宅の安心を支えるサービスとして、緊急通報システム、配食サービス、日常生活支援用具給付等があり、日常生活の自立を支えるサービスとして、自立支援（ホームヘルパー）派遣、庭木の水やりなどの軽度生活支援等がございます。

(2) **認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。**

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。

さい。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

【回答】認知症当事者への支援としては、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症の方や家族の方からの相談や、認知症カフェの設置、運営の支援をするほか、認知症高齢者相談所での相談、認知症初期集中支援チームで医療や介護に繋げるための初期支援などを行っております。

また、認知症の方にかかわる方への支援については、家族介護教室や認知症カフェの設置、運営の支援をしております。

(3) 在宅生活を保障するための定期巡回 24 時間サービスの拡充をはかってください。

定期巡回 24 時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なことを教えてください。

【回答】定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行なうにあたっての課題といたしましては、夜勤職員や介護職員の確保及び、利用者の獲得ではないかと推察しているところでもあります。課題克服につきましては、ハローワークの活用やケアマネジャーへの働きかけなど、専門家への相談を通じて地道に活動を積み重ねていくことが必要かと推測されます。

4、 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。

(1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を図るよう要請して下さい。

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019 年 4 月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。

【回答】介護人材の確保は重要な課題として認識しており、平成 30 年度から、介護事業者に対する人材確保支援策として、介護福祉士受験手数料の助成を実施したところです。今後も更なる介護人材支援策に努めてまいります。

また、介護労働者の処遇改善については、現行の処遇改善加算に加え、経験・技能のある職員に重点化した特定処遇改善加算が創設され、国から基本的な考え方等が示されているところでございます。本年 10 月からの施行に向け、更なる情報の収集・把握に努め、事業者への周知等を行って参りたいと存じます。

(2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。

【回答】技能実習制度は国際貢献のための技能移転を目的とした制度であり、在留資格

「特定技能1号」をもつ外国人の雇用は人材不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の受入れを目的とした制度として、それぞれの目的に沿った貢献は有意義であると考えますが、市内事業所の制度利用に関しては、各事業所の判断であり、市としては把握していないところでございます。

(3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

【回答】介護現場におけるハラスメントの実態及び取り組むべき対策について、本年4月10日付介護保険最新情報 Vol.718 において、国から「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」が示されております。これは、特に介護現場における利用者や家族等からの介護職員へのハラスメントに焦点を当てたものとなっており、事業所ごとのマニュアル作成や取り組むべき対策などが示されたものとなっております。市では、こういった情報提供などを通して、事業所へのハラスメント対策の啓発を図って参りたいと存じます。

5、 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。

(1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

【回答】特別養護老人ホームの整備につきましては、第8期介護保険事業計画の策定に向けて、毎年12月に実施している「入居者・待機者実態調査」の結果を踏まえながら、施設の入居状況や回転率等を把握し、過剰な整備とならないよう適正な整備に努めて参りたいと考えております。

また、小規模多機能施設等の整備につきましても、介護保険事業計画において、それぞれの期間ごとに整備目標を定め、公募により順次整備を進めて参ります。

(2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。

【回答】収入の少ないかたが特養等の施設へ入所する場合には、食費と居住費について負担の軽減される制度がございます。また、居宅サービス等につきましては、市独自の「居宅サービス利用者負担額補助金交付制度」において、利用負担額の一部を補助する事業を行っております。更に、介護保険サービスの利用に関しましては、利用者負担の上限が設定されており、月々の利用料が上限額を超えた場合には、後日超過分が「高額介護サービス費」として支給されます。

今後とも介護サービスの制度運用について、国の動向を注視して参ります。

(3) 要介護1・2の方で入所拒否が起らないよう、厚労省通知を徹底してください。

平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方

の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

【回答】現在、市内の特別養護老人ホームでは、要介護1・2のかたが、特例入所要件に該当する場合においては、各施設とも入所申請を受け付けているところがございます。

また、市ホームページにおいて「川口市特別養護老人ホーム優先入所指針」を周知しており、新たな特別養護老人ホームが整備される際には、当該指針に基づき適正な対応を求めて参ります。

6、 新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。

(1) 2018年度の保険者機能強化推進交付金の金額と用途を教えてください。

【回答】2018年度の保険者機能強化推進交付金額は58,725,000円であり、地域支援事業における総合相談事業の財源としたものです。

(2) 2019年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と用途を教えてください。

【回答】2019年度の保険者機能強化推進交付金につきましては、国から評価指標案等が示されたところであり、現在内容の確認を行っているところです。

(3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。

【回答】今後国から示される評価指標に基づき、評価・配点いたします。

7、 介護保険料を引き下げてください。

(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入などにより引き下げてください。

【回答】介護保険制度は、40歳以上のかたが被保険者となり介護保険料を納め、被保険者には所得に応じた保険料の負担をお願いしております。

また、費用負担につきましては、負担割合が定められており、第1号被保険者が負担すべき費用に一般財源を充てることは、制度の趣旨及び費用負担の公平性を損なうこととなりますことから考えておりません。

(2) 低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。

統計不正問題で明らかなように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

【回答】低所得者の保険料につきましては、国の軽減に加え、市独自の軽減措置を行っております。

また、本年10月の消費税率の引き上げを見据え、消費税を財源とした公費による低所得者の保険料軽減強化が行われますことから、さらなる負担軽減につきましては考えておりません。

(3) 介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

【回答】保険料の滞納がある場合において、介護サービスの利用に際し給付制限を行うことは、保険料負担の公平性の観点からも、やむを得ない措置と認識しております。

なお、保険料を滞納しているかたに対しましては、一括での納付が困難な場合には分割納付を提案するなど、給付制限に至らないよう丁寧な対応に努めております。

(4) 第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこなっているか教えてください。

【回答】第7期計画では、高齢者が住み慣れた地域で、介護、予防、医療、生活支援、住まいなどのサービスを切れ目なく利用することができる地域包括ケアシステムの深化・推進を図るものです。

そのため5つの施策として「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「生活支援体制の基盤整備」「地域ケア会議の推進」「介護予防・日常生活支援総合事業の推進」に取り組んでいる所です。

8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな対応のできる減免制度としてください。

【回答】市では住民税非課税世帯のかたに対し、市独自の事業として「居宅サービス等利用者負担額補助金交付制度」を実施し、利用者負担額の一部を補助しております。

その内容につきましては、①老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税のかたは7/10、②世帯全員が住民税非課税のかたで、合計所得と課税年金収入額の合計が80万円以下のかた及び③世帯全員が住民税非課税のかたは3/10の補助を行っております。

9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。虐待防止として有効な方策を教えてください。

【回答】平成29年度について、養護者による虐待の相談件数は126件、要介護施設従事者等による虐待の相談件数は17件でございます。

相談への対応につきましては、深刻かそうでないかに関わらず、事実確認を行い、まずは高齢者の安全確保を図り、高齢者と養護者の関係や高齢者の意思決定能力等を確認し、虐待の立証、養護者支援等を行っております。

虐待防止については、日ごろから地域での見守り活動を行っている方々と地域包括支援センター、行政が相互に連携し、わずかな変化に気づき、疑われるような場合でも相談、通報につなげる取り組みを行っており、有効な方策であると考えております。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップアップが必要です。

(1) 進捗状況を教えてください。

【回答】川口市自立支援協議会くらし部会では、拠点機能を担っている事業者に出席していただき、定期的に拠点事業についての機能に関する情報交換や拠点整備に向けた検討などの協議を進めているところでございます。

(2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。

【回答】川口市自立支援協議会くらし部会には行政職員も出席しております。なお、本市におきましては、基盤の整備は進んでおりますことから、本部会では障害福祉サービス事業所や相談支援事業所、当事者やご家族らと体制整備についての議論や協議を進めているところでございます。

(3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。

【回答】本市におきましては、地域にある複数の機能を活用する面的整備型で整備を進めることとしております。こうしたことから入所機能をもった施設につきましては、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場など、居住支援のための重要な機能の一つであると考えております。

(4) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】川口市自立支援協議会くらし部会では、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、行政のみならず当事者やご家族も参加し、活発な意見交換や協議を行っているところでございます。

<参考>

障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて（国の方針）

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応・専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。平成 29 年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする。

① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】

○GH 併設型

○単独型

② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】

③ 障害者支援施設の活用 等

2、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。

【回答】川口市障害者福祉計画を策定するにあたり、平成30年1月時点で調査を行ったところ、グループホームの入所希望者は88名となっております。今後とも、入所希望者の把握に努めて参ります。

- (2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。

【回答】今後も、グループホームの入所希望者の把握に努め、将来的な推計も含めて障害者自立支援福祉計画において、整備計画を策定して参ります。

- (3) 点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】地域で障害者やその家族が安心して生活ができるよう、地域の複数の機能、社会資源を最大限に利用した地域生活支援拠点等を整備し、医療や保健、福祉、行政等の関係機関で構成されている川口市自立支援協議会と連携して、老障介護家庭の孤立化予防への実態把握に努めるとともに、必要な対策について検討して参ります。

3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させる必要があります。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】本事業は、県の補助事業であり、市としても県と同様の内容で実施しているものです。市としましても所得制限、年齢制限につきましては、負担の公平性を図り、安定的かつ継続的に制度を実施していくため、今後も必要であると考えているところでございます。また、制度で助成できる保険診療の自己負担分について、一部負担金等を導入する予定はございません。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】現物給付の広域化につきましては、県に対し要望してきたところでございます。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。

【回答】本事業は、県の補助事業であり、県が補助対象外とした部分を市独自で補助対象とした場合、助成額の増大により制度の維持が困難となることが見込まれます。限りある財源の中で、生まれながら、または、若くして重度心身障害者となるなど、より支援の必要性の高い方々への助成を今後も安定的かつ継続的に実施する必要があると考えていることから、市独自の補助は考えていないところでございます。

4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。

【回答】本事業につきましては、引き続き実施して参ります。

- (2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】本事業につきましては、県補助事業でありますことから、引き続き県要綱に合わせて事業を進めて参ります。

- (3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】本事業につきましては、県補助事業でありますことから、引き続き県要綱に合わせて事業を進めて参ります。

- (4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】本事業につきましては、障害福祉サービス等を補完する性質のものであり、引き続き県要綱に合わせて事業を進めることから、県への要望は考えていないところでございます。

5、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】本市の福祉タクシー及び福祉ガソリン利用料金助成事業につきましては、身体障害者手帳1・2級、療育手帳マルA・A、精神障害者保健福祉手帳1級の3障害の手帳所持者を対象としており、タクシーは、介助者付き添いも含めて利用できます。

また、福祉ガソリン利用料金助成事業は、施設入所していなければ障害者本人及び同居者、市内在住の親族が運転する場合でも助成対象としております。所得、年齢による助成制限につきましては、導入する予定はございません。

- (2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】福祉タクシー及び福祉ガソリン利用料金助成事業につきましては、川口市独自の事業であることから、近隣市町村との連携や県へ働きかけは考えていないところでございます。

6、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えて

ください。

【回答】対象者の範囲は、市内に居住し、災害時に自力で避難することが困難な在宅者で、65歳以上の高齢者、身体障害者手帳1から3級、療育手帳○A・A、精神障害者保健福祉手帳1・2級、要介護認定において要介護3から5に該当する方のみで世帯を構成する者としております。災害時の避難に特に支援を必要とする方を対象と考えておりますので、現在のところ、要支援者に該当しない家族がいる場合につきましては、対象とすることは考えていないところでございます。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】福祉避難所については、避難所に避難された方のうち、常時介護者を必要とするような要配慮者の方に避難していただく避難所となっており、必要性に応じて、可能な限り早期に開設する計画となっております。

(3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】災害発生時の安否確認、情報提供、支援物資の配布につきましては、避難所や公民館等の地区防災拠点で行うこととなっております。在宅避難者等への支援物資の配布についても、避難所にて行います。

(4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、現在は、市関係部局の他、関係機関として、民生委員・児童委員、消防団、町会・自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、警察へ名簿情報の提供を行っております。現段階で民間団体への名簿情報の提供につきましては考えていないところでございます。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れないう待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】平成30年度における待機児童数は82名です。今年度については現在算出中です。

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】既存保育所での定員の弾力化による年齢別の受入児童数については、0歳児が3名、1歳児が96名、2歳児が64名、3歳児が48名です。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】平成30年度中には認可保育所10施設、小規模保育事業所2施設、事業所内保育事業所1施設の整備を実施し、待機児童解消に向けて受け入れ枠の拡大を行いました。今後につきましても、公立保育所が役割を果たすとともに、地域の実情に応じて認可保育所等の整備を実施することで、待機児童対策を進めて参ります。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】発達の遅れなどにより特に支援が必要な乳幼児の認可保育所での受入れにつきましても、医療行為など保育所での対応が困難な場合を除き、通常のお申込みと併せて受付けております。また、保育士の加配に対する補助につきましても、国の制度に加えて本市独自の補助制度を実施しており、拡充は考えてございません。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】認可外保育施設が施設を改修して認可施設に移行する場合は、国の補助制度に加えて、本市独自の乗せ補助を行っているところでございます。

2、 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】保育士の処遇改善につきましては、市独自の事業として、平成30年度から「保育士賃金補助事業」を実施し、保育士1人につき最大で月28,000円の賃金増額が図れる制度となっております。このほか、平成29年度からは、保育士資格を有しながら保育所等に勤務していない潜在保育士に対し就職の準備金を補助する「潜在保育士就職準備事業」を実施しております。

また、国等の補助を活用した「保育体制強化事業」「保育士宿舍借上支援事業」「保育補助者雇上強化事業」を実施し、保育士の負担軽減、離職防止を図り、保育士の確保に努めており、更に、今年度からは「保育所等業務効率化推進事業」を新たに実施し、保育所等における業務のICT化を推進し、保育士の働きやすい職場環境の整備を図っているところです。

3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され実費徴収化されます。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】副食費の軽減措置につきましては、低所得者や多子世帯への配慮として、年収360万円未満相当世帯の園児、及び、保育料算定の所得階層にかかわらず第3子以

降の園児に対し副食費の免除をすることとなっています。

4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】認可外保育施設に対する指導監督につきましては、法令に基づく立入調査の実施に加え、事故が発生しやすいと言われる午睡の時間に抜き打ち調査を実施し、改善を要する事項について指導しております。

研修につきましては、保育の質の向上を目的とした研修を年2回、消防局協力による小児救命救急講習を年1回実施しております。

無償化実施後につきましても引き続き、安心安全な保育の実現のため、指導監督や研修の実施に努めて参ります。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援制度の意義を踏まえて、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができるよう必要な支援を行って参ります。

【学童】

5、 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】本市では、平成31年度においても希望する全員が入室できるよう、施設の確保に努めております。今後も条例を遵守し、より良い施設環境の整備に努めて参ります。

6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で37市町（63市町村中59%）、「キャリアアップ事業」で23市町（同37%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】本市の放課後児童クラブ事業は、全校のクラブ運営を民間事業者へ委託していることから、支援員の直接的な処遇に関しましては受託事業者が決定をしております。

本市としましても、国庫補助事業における処遇改善事業等の活用について引き続き研究をして参ります。

7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。

【回答】「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」は、国（厚生労働省令）が定める最低基準であり、本市におきましては、当該省令を参酌基準とし、最低基準を定める条例を制定しております。

市として政府に対し、当該省令の規制緩和の働きかけをする予定はございませんが、今後も放課後児童クラブが児童と保護者が安心して利用できる場所として相応しい環境の整備に努めて参ります。

【子ども医療費助成】

8、 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県も制度を拡充し、当面は中学3年まで助成すべきであると考えています。

- (1) 子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引き続き継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

【回答】子ども医療費の対象年齢の拡大につきましては、市の単独事業として、これまでに中学3年生の15歳年度末まで拡大しており、更には支給制限の緩和も行っていることから、現在のところさらなる年齢拡大の予定はございません。

- (2) 国や県への要請を行なってください。

【回答】本市としても、国に対してこれまで、埼玉県市長会等を通じて、国を主体とした子ども医療費の公費負担制度とするよう要望して参りました。

今後も引き続き、国や県の動向を注視しつつ、機会を捉えて要望して参ります。

5. 住民の最低生活を保障するために

1、 生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。

- (1) 「しおり」には、①憲法第25条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則14日以内、長くとも30日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示すること、などを明記してください。

【回答】多様な生活困窮状況に対応するため、平成27年度から生活保護制度を含む相談窓口として川口市自立サポートセンターを設置し、「生活保護のしおり」を置いてございます。

また、本市関係各課にも同センターのパンフレットとカードを備え、ご案内しているところでございます。

なお、生活保護制度の改定に伴い、わかりやすい内容の「生活保護のしおり」の改定を検討しているところです。

(2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

【回答】川口市自立サポートセンターを設置し、本市ホームページおよび広報紙、庁舎内外の関係機関、民生委員協議会にて広報活動を行っております。本市関係各課にも同センターのパンフレットとカードを備え、ご案内しているところです。平成30年度からは支所にて出張相談会を行い、町会回覧にて開催案内をさせていただいております。

今後も生活に困窮される方に生活保護を含む制度利用のご案内、ご助言を続けてまいります。

2、生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われることのない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

【回答】生活保護の申請意思が確認された場合は、申請を受理しているところでございます。

3、保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやすい書式にしてください。

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のみ印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019年10月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい書式に変えてください。

【回答】「保護決定・変更通知書」につきましては、わかりやすい通知となるよう努めてまいります。

なお、通知内容にご不明な点がある場合は、担当ケースワーカーにお知らせください。わかりやすく説明させていただきたいと存じます。

4、ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われなことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと思います。このような事から、ケースワーカーの増員を行なってください。

【回答】今年度は2名を増員したところでございます。今後とも適正配置に努めてまいります。また、所内外の研修により、面接、支援技術の向上に努めているところでございます。

5、 埼玉県法外援護である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れないようにしてください。

法外援護の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

【回答】本市では支給漏れないよう対象リストを作成しております。また、埼玉県からの「お知らせ」を送付し、支給に必要な書類をご提出いただいております。

6、 自宅にエアコン等のない65歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度4以上の方のいる世帯、就学前の子どもがいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年7月には熊谷市で41・1度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送された人は全国で54,220人、埼玉県内は3,316人と全国4番目の多さですが、死亡した人は12人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

【回答】生活保護制度の改定において、高齢、障害、傷病等により熱中症の予防が特に認められる世帯には、冷房器具購入費用が家具什器費として認められ、同日より前に保護が適用された同様の世帯に生活福祉資金の活用を勧め、熱中症の予防に努めているところです。また、地域ネットワークの情報による熱中症予防の対策が困難な世帯につきましては、必要な支援や制度が活用できるよう努めているところでございます。

7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

【回答】前述（**【回答】**5. 1（1）（2））にお答えしました事業を基に、生活困窮にかかる出張相談会を支所で行っております。また、開催にかかる広報につきましては各町会回覧をお願いいたしました。相談会的一方で地域事情の収集にも努めているところです。